



第 1 0 回 期 日 調 書 (和解)

事 件 の 表 示 令和4年(借子)第1012号(甲事件)
令和4年(借子)第2049号(乙事件)
令和4年(借子)第2064号(丙事件)

期 日 令和5年9月6日午後1時10分

場 所 等 東京地方裁判所民事第22部審問室
(電話会議の方法による)

裁 判 官 大 黒 淳 子

裁 判 所 書 記 官 荻 原 顕 子

出 頭 し た 当 事 者 等 甲事件及び乙事件申立人ら兼丙事件相手方ら代理人
塩谷昌則(代理人事務所)
甲事件及び乙事件相手方兼丙事件申立人代理人
(代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するため
に適切なものであることを確認した。)

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

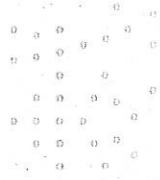
第2 申立ての表示

申立ての趣旨及び理由は、増改築許可申立書、同訂正申立書(令和4年6月22日付)、土地賃借権譲渡許可申立書、同訂正申立書(令和4年6月22日付)並びに建物の譲受及び土地賃借権譲受申立書のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 荻原 顕



(別紙)

当 事 者 目 録

東京都港区

甲事件及び乙事件申立人兼丙事件相手方 (以下「申立人」という。)

千葉市

同

東京都中野区

同

東京都墨田区

同

上記4名代理人弁護士 塩谷昌則

東京都中央区

甲事件及び乙事件相手方兼丙事件申立人 (以下「相手方」という。)

株式会社

同代表者代表取締役

同代理人弁護士

(別紙)

和解条項

- 1 申立人らは、相手方に対し、本日、別紙物件目録記載1の土地（以下、「本件土地」という。）の借地権及び同目録記載2の建物（以下、「本件建物」という。）を代金2890万円で売り渡し、相手方はこれを買受ける。
- 2 申立人らは、相手方に対し、本件土地の賃貸借契約に関する令和5年9月分の日割賃料として金1万5833円の支払義務があることを認める。
- 3 申立人ら及び相手方は、本件建物に係る令和5年度固定資産税・都市計画税3万8500円について、第7項の引渡日の前日までの分を申立人らの負担、引渡日以降の分を相手方の負担として精算することを合意し、相手方は、申立人らに対し、固定資産税・都市計画税の精算金として金1万0231円の支払義務があることを認める。
- 4 相手方は、申立人らに対し、令和5年9月26日限り、申立人らから次項の所有権移転登記手続及び第7項の引渡しを受けるのと引換えに、第1項及び第3項の金員から第2項の金員を控除した金2889万4398円を申立人ら指定の下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。

記

金融機関 銀行

口座種類 普通預金口座

口座番号

口座名義

- 5 申立人らは、相手方に対し、令和5年9月26日限り、相手方から前項の金員の支払を受けるのと引換えに、本件建物の所有権移転登記手続をする。ただし、所有権移転登記手続に要する費用は、相手方の負担とする。
- 6 申立人らは、相手方に対し、令和5年9月19日限り、本件建物内外に残置さ

れたアンテナ及び室外機並びに室外機の外装を搬出・撤去する。ただし、搬出・撤去に要する費用は、申立人らの負担とする。

7 申立人らは、相手方に対し、令和5年9月26日限り、相手方から第4項の金員の支払を受けるのと引換えに、本件建物を引き渡す。

8 申立人らは、相手方に対し、前項の引渡し後に本件建物内に存する残置物について所有権を放棄し、相手方が任意に処分することについて、何ら異議を述べない。ただし、残置物の処分費用は、申立人らの負担とする。

9 相手方は、申立人らに対し、第1項の売買に関し、申立人らの契約不適合責任を免除する。

10 本件建物の所有権は、相手方が申立人らに対し、第4項の金員を支払った時に、申立人らから相手方に移転するものとする。

11 申立人らと相手方は、申立人らと相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

12 借地非訟手続費用は、各自の負担とする。

以上

別紙

土地目録

所在 港区

地番

地目 宅地

地積 m^2

上記土地のうち

全部 契約面積

実測面積

一部 契約面積 m^2

実測面積 同上

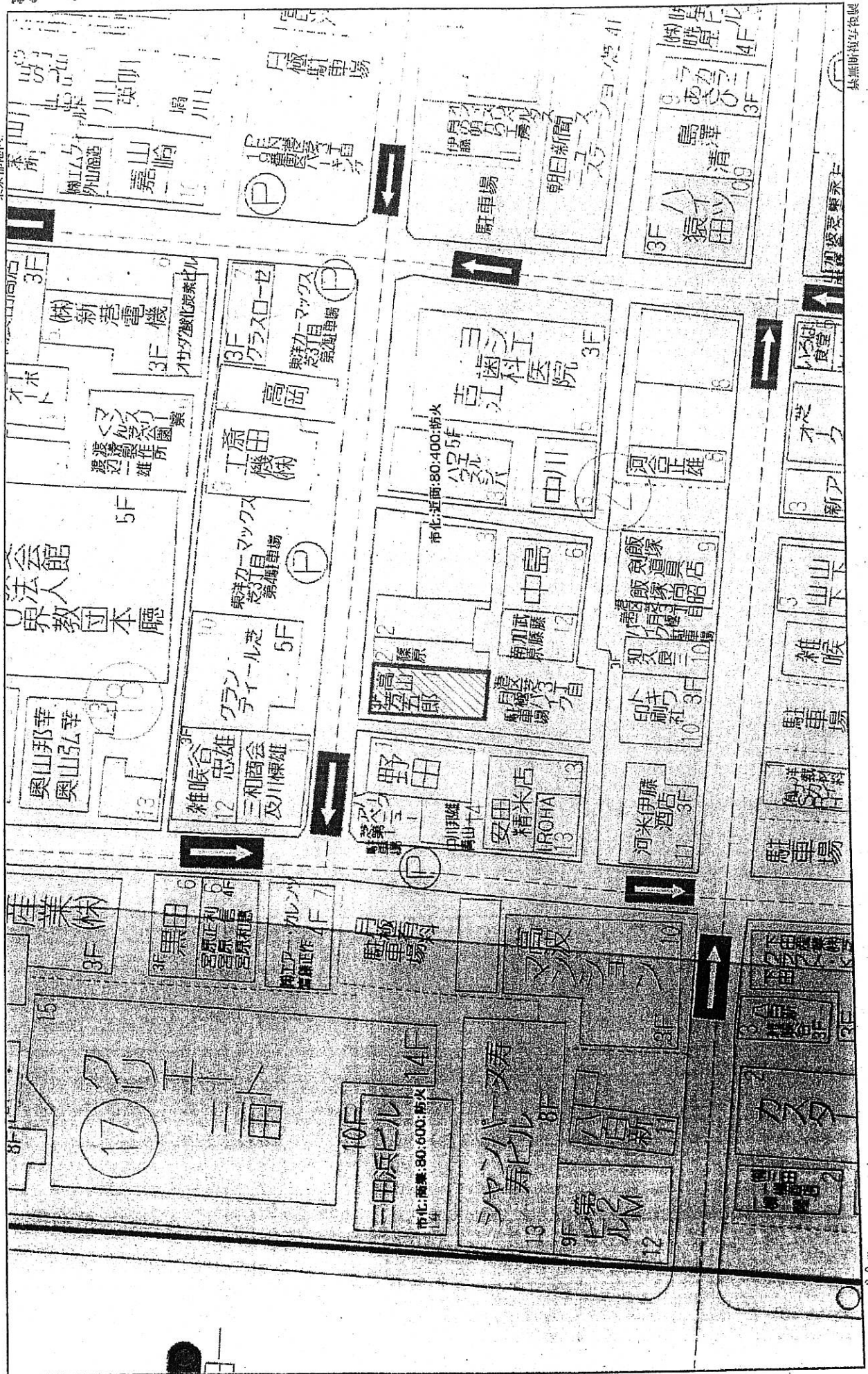
※添付別紙斜線部分

共有の場合、持分は以下のとおり

※ 土地の住居表示（郵便物の届く住所）
東京都港区

別表

東京都港区



東京都港区

20 m

別紙

建 物 目 録

所 在 港 区

家屋番号

種 類 居 宅

構 造 鉄骨造陸屋根3階建

床面積	1階	m ²
	2階	m ²
	3階	m ²

(現況が異なる場合はその内容)

共有の場合、持分は以下のとおり

申立人	4分の1
同	4分の1
同	4分の1
同	4分の1

これは正本である。

令和5年9月12日

東京地方裁判所民事第22部

裁判所書記官 荻原 顕子

